

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 3 年 9 月 14 日

申請者 フリガナ
氏名又は名称
住所
フリガナ
代表者氏名
電話番号
FAX番号
メールアドレス

奈良市下狭川町2866番地の1
有限会社 東部建設
代表取締役 辻 富和

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 / 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者	✓	8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	上牧町 水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	王寺町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	川西町 水道事業管理者		24	広陵町 上下水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 上下水道事業管理者		18	三宅町 水道事業管理者		25	河合町 水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	田原本町 水道事業管理者		26	吉野町 水道事業管理者	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		13	平群町 水道事業管理者		20	高取町 水道事業管理者		27	大淀町 上下水道事業管理者	
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	明日香村 水道事業管理者		28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書

水道事業者 殿

令和 3 年 9 月 14 日

届出者

氏名又は名称
住 所
代表者氏名

奈良市下狹川町2866番地の1
有限会社 東 部 建 設
代表取締役 辻 富 和

水道法第25条の7の規定に基づき、次のとおり変更の届出をします。

フリガナ 氏名又は名称	有限会社 東 部 建 設		
住 所	奈良市下狹川町 ²¹¹⁵⁻¹ 2866番地の1		
フリガナ 代表者の氏名	代表取締役 辻 富 和		
変更に係る事項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
役員氏名		取締役 辻 富 和	
事業所の所在地	奈良市下狹川町 2866番地の1	奈良市下狹川町 2115-1	

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

様式第2 (水道法施行規則第18条及び第34条関係)

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和 3 年 9 月 14 日

申請者

氏名又は名称

住 所

代表者氏名

奈良市下狹川町2866番地の1
有限会社 東 部 建 設
代表取締役 辻 富 和

水道事業者 殿

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

現在事項全部証明書

奈良市下狹川町 2 8 6 6 番地の 1
有限会社東部建設

会社法人等番号	1 5 0 0 - 0 2 - 0 0 2 2 4 9	
商 号	有限会社東部建設	
本 店	奈良市下狹川町 2 9 1 4 番地	
	奈良市下狹川町 2 8 6 6 番地の 1	平成 1 4 年 4 月 4 日移転
公告をする方法	官報に掲載してする	
	平成 1 7 年法律第 8 7 号第 1 3 6 条の規定により平成 1 8 年 5 月 3 日登記	
会社成立の年月日	平成 1 2 年 9 月 1 3 日	
目 的	1. 土木建築工事の設計、施工、監理及び請負 2. 大工工事、左官工事、とび・土工・コンクリート工事、石工事、屋根工事、電気工事、管工事、タイル・れんが・ブロック工事、鋼構造物工事、鉄筋工事、舗装工事、しゅんせつ工事、板金工事、ガラス工事、塗装工事、防水工事、内装仕上工事、機械器具設置工事、熱絶縁工事、電気通信工事、造園工事、さく井工事、建具工事、水道施設工事、給水装置工事、消防施設工事、清掃施設工事の設計、施工、監理及び請負 3. 前各号に付帯する一切の業務	
発行可能株式総数	1 0 0 株	
		平成 1 7 年法律第 8 7 号第 1 3 6 条の規定により平成 1 8 年 5 月 3 日登記
発行済株式の総数並びに種類及び数	発行済株式の総数 1 0 0 株	
		平成 1 7 年法律第 8 7 号第 1 3 6 条の規定により平成 1 8 年 5 月 3 日登記
資本金の額	金 5 0 0 万円	
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡により取得することについて当会社の承認を要する。当会社の株主が当会社の株式を譲渡により取得する場合には当社が承認したものとみなす。	

奈良市下狭川町 2 8 6 6 番地の 1
有限会社東部建設

		平成 1 7 年法律第 8 7 号第 1 3 6 条の規定により平成 1 8 年 5 月 3 日登記
役員に関する事項	奈良市青山八丁目 2 0 2 番地 取締役 辻 富 和	平成 1 8 年 1 0 月 2 4 日住所 移転
		平成 2 2 年 9 月 1 0 日登記



これは登記簿に記録されている現に効力を有する事項の全部であることを証明
した書面である。

(奈良地方法務局管轄)

令和 3 年 9 月 1 3 日

奈良地方法務局
登記官

南 英 樹



この定款の写しは、原本と相違有りことを証明する。

令和3年 9月 10日

奈良県下狹川町2866番地の1

有限会社 東部建設

取締役 辻 昇和



1日

定 款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は 有限会社 東部建設 と称する。

(目 的)

第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。

1. 土木建築工事の設計、施工、監理及び請負
2. 大工工事、左官工事、とび・土工・コンクリート工事、石工事、屋根工事、電気工事、管工事、タイル・れんが・ブロック工事、鋼構造物工事、鉄筋工事、舗装工事、しゅんせつ工事、板金工事、ガラス工事、塗装工事、防水工事、内装仕上工事、機械器具設置工事、熱絶縁工事、電気通信工事、造園工事、さく井工事、建具工事、水道施設工事、消防施設工事、清掃施設工事の設計、施工、監理及び請負
3. 前各号に付帯する一切の業務

(資本の総額)

第3条 当社の資本の総額は、金 500万円とする。

(本店の所在地)

第4条 当社の本店は 奈良市 に置く。

第2章 社員及び出資

(出資口数及び1口の金額)

第5条 当会社の資本はこれを 100口に分ち、出資1口の金額
5万円とする。

(社員の氏名、住所、及びその出資口数)

第6条 社員の氏名、及び住所並びにその出資口数は次のとおりと

(住所) 奈良市下狭川町2914番地

60口 (氏名) 辻 富 和

(住所) 奈良市下狭川町2914番地

39口 (氏名) 辻 富 雄

(住所) 奈良市丹生町1122番地

1口 (氏名) 中 窪 忠 司

第3章 社員総会

(社員総会)

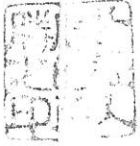
第7条 当会社の社員総会は、定時総会及び臨時総会とし、定時総
毎決算期より3月以内にこれを開催し、臨時総会は必要に応
開催する。

(開催地)

第8条 総会は本店の所在地、又はこれと隣接する地において招集

(総会の招集)

第9条 総会は取締役社長これを招集する。



(総会招集通知の発送)

第10条 総会を招集するには会日より5日前に各社員に対してその通知を発することを要する。

(決議の方法)

第11条 社員総会の決議は法令に別段の定めある場合を除き、総社員の議決権の3分の1以上を有する社員が出席し、出席社員の議決権の過半数をもってこれを決する。

(議決権)

第12条 各社員は出資1口につき1個の議決権を有する。

(議長)

第13条 社員総会の議長は、社長たる取締役がこれに当たり、社長に事故あるときは他の取締役がこれに当たる。

第14条 総会の議事については議事録を作り、これに議事の経過の要領及びその結果を記載し、議長及び出席した取締役がこれに記名捺印することを要する。

第4章 役員

(役員員数)

第15条 当社には取締役3名を置く。

(代表取締役)

第16条 当社には、代表取締役1名を置くものとし、取締役の互選に



よって定める。

当会社を代表する取締役を社長とする。

(選任の方法)

第17条 当会社の取締役は社員総会に於いて選任する。

(役員報酬)

第18条 取締役~~及び監査役~~の報酬及び退職慰労金は社員総会の決議をもって定める。

第5章 計 算

(営業年度)

第19条 当会社の営業年度は毎年10月 1日より、翌年 9月30日までの年1期とする。

(社員配当金)

第20条 社員に対する配当金は毎決算期末日現在の社員に配当する。

(帳簿の閲覧)

第21条 当会社の社員は何時にても理由を附した書面をもって、当会社の帳簿及び書類の閲覧又は謄写を請求することができる。

第6章 付 則

(最初の役員)

第22条 当社の最初の取締役は、社員 辻 富和、同 辻 富雄、同
中窪忠司とし、そのうち 社員 辻 富和 を代表取締役とする。

(最初の営業年度)

第23条 当社の第1期の営業年度は、平成12年9月30日までの年
1期とする。

以上、有限会社 東部建設 を設立のため、この定款を作成し、
各社員はこれに記名押印する。

平成 12年 9月 1日

社員 辻 富和



社員 辻 富雄



社員 中窪 忠司





平成12年第137号

定款認証証書

有限会社東部建設の社員辻富和
 ほかる名の代理人大尻紀正——は
 本定款式通を提出し本公証人の面前において
 被代理人全員が——その各通につき
 各自——の記名押印を自認する旨陳述した
 本定款中第18条5字削除

ここにこれを認証する

平成12年 9月 7日 本職役場において
 奈良市内侍原町6番地 林業会館ビル3階

奈良地方法務局所属

公証人

麻田正勝



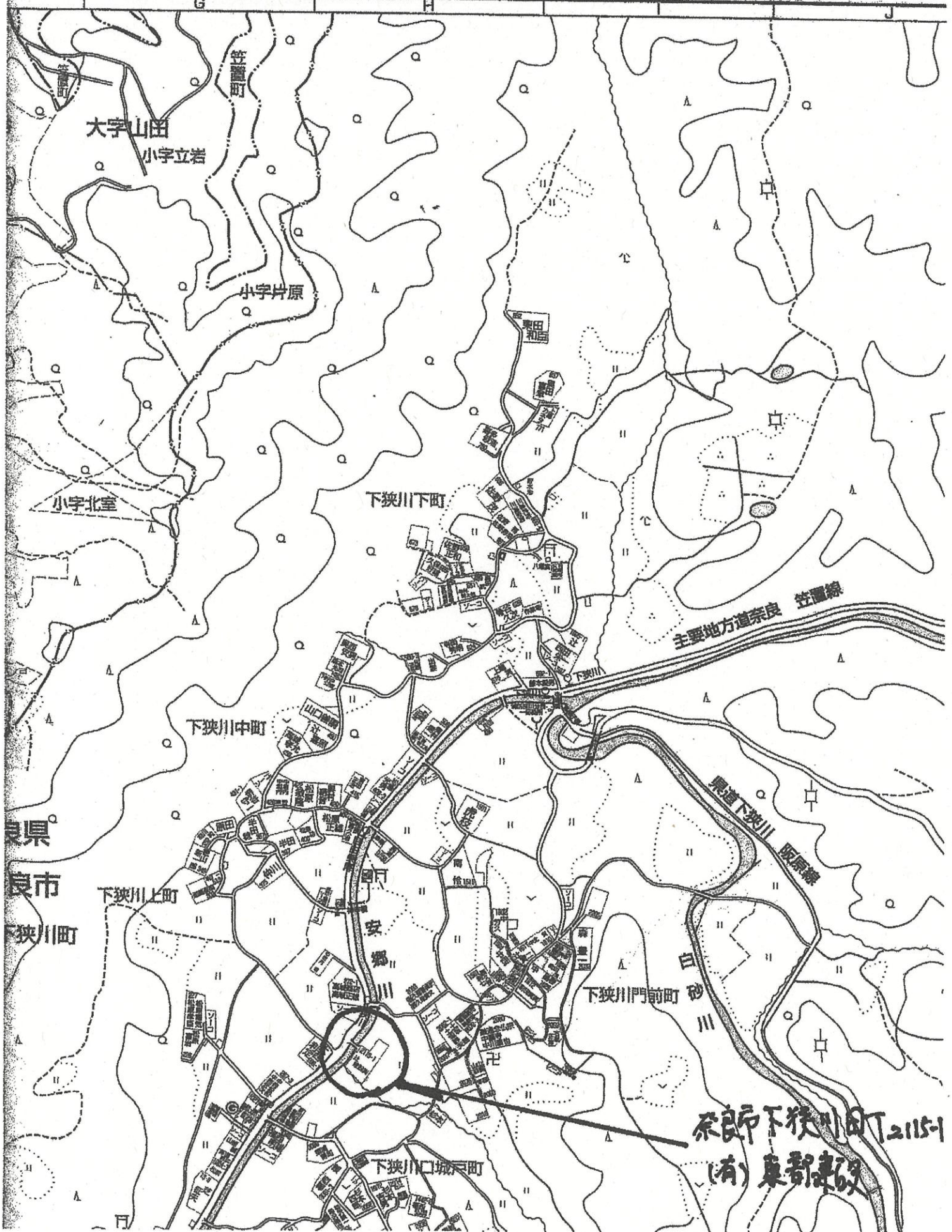
不動産
76-8100代

紀乃田商事
本社 23-6554
支社 23-6583

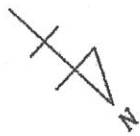
川田商事
本社 0743-59-1777代

株式会社 フクダ不動産
奈良市西大寺新町2-28 530-0122

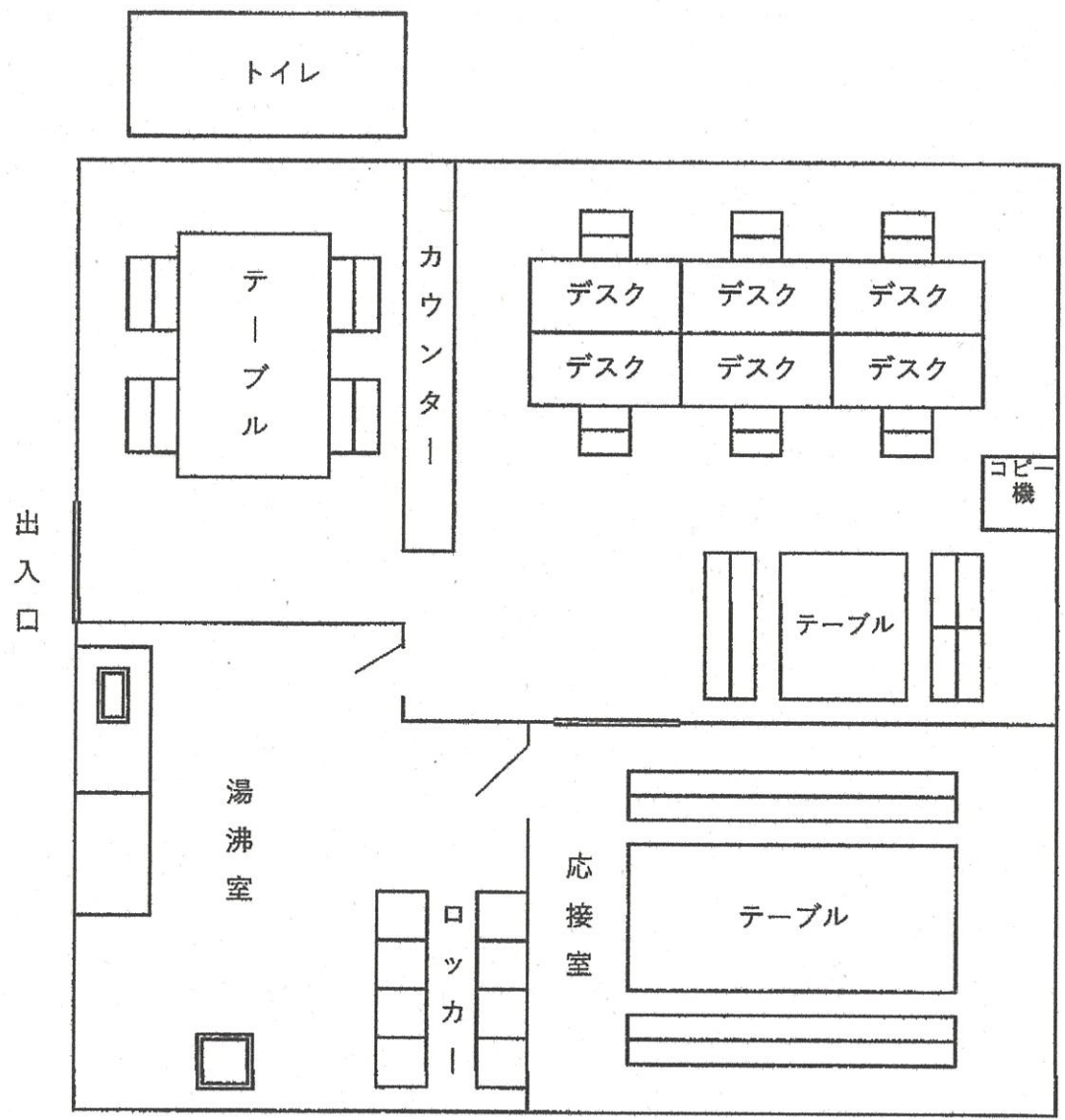
相模部
相模部
相模部



奈良市下狭川町T2115-1
(有) 東都建設



室内平面図



所在地 奈良市下狭川町2115 - 1
有限会社東部建設



